

理事会招集期間の短縮について

Q. 本組合の理事会の招集通知期間は、「会日の7日前」であるが、組合の実情によってこれを「会日の5日前」あるいは「会日の3日前」等に改めてよいか。

A. 理事会の招集通知については、中協法第36条の6（理事会の決議）において会社法第368条（招集手続）が準用されているが、1週間を下回る期間を定款で定めた場合にあつては、期間の短縮が認められているので、組合の場合も短縮することは差し支えない。

なお、短縮する期間については、組合の地区の広狭等によっても異なるが、少なくとも通知を受け取ってから議案について研究する位の余裕のあることが適当と思われる。また、書面議決を採用している場合は、郵便によって充分組合に到着する期間を加える必要がある。